

練馬区立谷原東区民農園および 練馬区立南大泉区民農園 利用者募集のご案内 (令和7年3月1日利用開始)

練馬区では、区民のみなさまが土と親しみ野菜を作る楽しさを味わっていただけるように、区民農園を設置しています。このたび、谷原東区民農園、南大泉区民農園の改修工事後の利用者募集を行います。利用をご希望の方は、このご案内をよくお読みの上、お申込みください。

【お申込みにあたっての留意事項】

必ずお読みください。

利用期間について

令和7年3月1日から令和8年1月31日まで(11か月)

通常の利用期間(1年11か月)とは異なります。

改修工事の進捗状況によって、利用開始日が遅くなる場合や、開設当初に休憩施設が使用できない場合があります。

お申込みにあたり追加条件がある方

以下の、のいずれかに該当する場合、現在の区民農園の辞退、補欠登録の削除が必要です。

申込みにあたっての条件や、提出書類の詳細は、2～3ページを必ずご確認ください。

今回お申込みいただいた場合、抽選結果(当選、落選)に関わらず、現在利用中または補欠登録中の区民農園には戻りません。よくご検討の上、お申込みください。

今回の申込みメンバーの中に、現在、他の区民農園を利用中または補欠登録中(順番待ち)の方が含まれる場合

今回の申込みメンバーには含まれないが、申込みメンバーと同じ世帯の中に、現在他の区民農園を利用中または補欠登録中(順番待ち)の方がいる場合

南大泉区民農園のお花畑の会について

今回の工事において、お花畑の会のエリアの確保が難しく、再開後はお花畑の会としてのご利用はできません。ご了承の上、お申込みください。

< 申込期限 > 令和6年12月20日(金)まで(消印有効)

申込み・問合せ先

練馬区都市農業課 都市農業係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 03-5984-1398

1 利用条件および申込条件

(1) つぎのAまたはイに該当する方、団体。いずれも申込時点および利用期間中に練馬区に住民登録されていることが必要です。

ア 世帯利用の場合

・住民票上、同一世帯の方（1人世帯の場合や、同一世帯の複数名で利用する場合）

イ 団体利用の場合

・過半数が練馬区在住者で構成されている練馬区内の団体(例：4名の場合3名が練馬区民)別世帯の家族で利用する場合も団体利用となります。

(2) 利用区画の確認と不正利用防止のため、農園内に代表者の「名字」と「居住町名」を掲示することに同意する方

(3) 申込書に記入した内容について、練馬区が住民基本台帳で確認することに同意する方

(4) 今回の申込みメンバーの中に、現在、他の区民農園を利用中または補欠登録中の方がいる場合は、その利用または補欠登録を辞退（放棄）することに同意する方

【イメージ（世帯利用・団体利用共通）】

今回の申込みメンバー(A、B、Cさん)



Cさんが、他の区民農園を利用中のため、A、B、Cさんが申し込むには、Cさんが現在利用中の農園を辞退する必要があります。

1世帯（1団体）につき、1区画の利用ルールのため。

(5) 今回の申込みメンバーには含まれないが、申込みメンバーと同じ世帯の中に、現在他の区民農園を利用中または補欠登録中の方がいる場合、その方が利用または補欠登録を辞退（放棄）できる方

【イメージ（世帯利用の場合）】

今回の申込みメンバー(A、B、Cさん)



同じ世帯のDさんが、他の区民農園を利用中のため、A、B、Cさんが申し込むには、Dさんが現在利用中の農園を辞退する必要があります。

1世帯につき、1区画の利用ルールのため。

【イメージ（団体利用の場合）】

今回の申込みメンバー(A、B、Cさん)



Cさんと同じ世帯のDさんが、他の区民農園を利用中のため、A、B、Cさんが申し込むには、Dさんが現在利用中の農園を辞退する必要があります。

1世帯（1団体）につき、1区画の利用ルールのため。

申込み可否、提出書類 チェック表

チェック …… 世帯利用、団体利用共通

申込みメンバーの中に、現在他の区民農園を利用中または補欠登録中の方はいるか？

【イメージ】

今回の申込みメンバー(A、B、Cさん)



申込みメンバー(A、B、Cさん)の中に、利用中または補欠登録中の方がいるか？

区分	申込み可否	提出書類	備考
利用なし・登録なし	可		
利用中	利用中の区民農園を辞退することで申込み可 (利用中の世帯または団体の <u>全員の辞退が必要</u>)	申込書 別紙 (団体利用のみ)	申込受付後、該当者には、「辞退届」を郵送します。 電子申請の場合も同様に受付後に「辞退届」を郵送
補欠登録中	補欠登録の削除に同意することで申込み可 (登録中の世帯または団体の <u>全員の削除が必要</u>) 申込書の提出をもって同意したとします。	電子申請の場合は、指定のフォームに入力 (6ページ参照)	補欠登録の削除は、区で行うため辞退届不要

次ページの**チェック**へ

チェック

…世帯利用、団体利用共通

今回の申込みメンバーには含まれないが、申込みメンバーと同じ世帯の中に、現在他の区民農園を利用中または補欠登録中の方はいるか？

【イメージ】

今回の申込みメンバー(A、B、Cさん)



同じ世帯(C、Dさん)



Cさんと同じ世帯のDさんが利用中または補欠登録をしているか？

区分	申込み可否	提出書類	備考
利用なし・登録なし	可	-	追加提出書類なし
利用中	利用中の区民農園を辞退することで申込み可 (利用中の世帯または団体の全員の辞退が必要)	辞退届	申込受付後、該当者には「辞退届」を郵送します。電子申請の場合も同様に、受付後に「辞退届」を郵送
補欠登録中	補欠登録の削除に同意することで申込み可 (登録中の世帯または団体の全員の削除が必要) 申込書の提出をもって同意を確認したとします。	-	補欠登録の削除は、区で行うため辞退届不要

【留意事項】

チェック、「利用中」の場合(2・3ページ参照)

- ・辞退届の提出が必要な場合は、**申込受付後、現在利用中の世帯または団体の代表者宛てに辞退届を郵送します。辞退届送付時に指定する期限までに辞退届を提出してください。提出がない場合は、申込みを無効とします。**
- ・令和7年2月28日をもって**利用辞退**の扱いとなります(2月末までは継続利用可能です)。
- ・納付済みの前期分の使用料の還付の対象外となります。
令和7年1月以前に辞退を希望する場合は、区へご連絡ください。
- ・**令和7年2月28日までに利用区画を原状回復の上、区へ返還してください。**
- ・**現在利用中の世帯または団体の単位で辞退**となります。世帯または団体のうちの一部の利用者だけが辞退し、申し込むことはできません。

現在の利用メンバー(E、F、Gさん)



現在、世帯または団体に利用中のGさんが**辞退して申し込むことはできません。Gさんが申し込む場合は、世帯または団体全体(E、F、Gさん)の辞退が必要です。**

チェック、「補欠登録中」の場合(2・3ページ参照)

- ・令和7年2月28日をもって、**区において補欠登録を削除します。辞退届の提出は不要です。**
申込み以降は、現在の補欠登録中の区民農園で順番が来てもご案内の対象外となります。
- ・**現在登録中の世帯または団体の単位で削除**となります。世帯または団体のうちの一部の利用者だけを削除し、申し込むことはできません。

現在の補欠登録メンバー(E、F、Gさん)



現在、世帯または団体に登録中のGさんだけを**削除して申し込むことはできません。Gさんが申し込む場合は、世帯または団体全体(E、F、Gさん)が削除となります。**

共通事項

- ・利用申込書にて、現在の他の区民農園の登録状況(利用中または補欠登録中)を正確に申告してください。区の審査の過程で、**登録状況と申込内容に齟齬があった場合は、申込みを無効とします。**
- ・**抽選の結果(当選、落選)に関わらず、現在利用中または補欠登録中の農園には戻れません。落選した場合は、今回申し込んだ農園の順番待ちに登録されます。**
- ・お申込みにあたっては、世帯・団体の皆様と必ずご相談してください。

つぎの場合は、申込みを「無効」とします。

- ア 同一世帯で複数の申込みをした場合（同一の世帯員が別々に申し込んだ場合も含む。）
申込みができるのは、1世帯（1団体）につき1通のみです。
- イ 世帯利用と団体利用の両方で申込みをした場合
- ウ 他人の名義を借りて応募した場合
- エ 希望する農園を選択していない場合、または2か所選択した場合
- オ 申込書の記入内容に不備がある場合
- カ 申込期限後に申込みをした場合
- キ 区民農園の現在の登録状況について、利用申込書の記載内容と齟齬がある場合
- ク 現在、他の区民農園を利用中の世帯または団体の代表者から辞退届の提出がない場合
2～3ページのチェック、の「利用中」に該当する場合は、「辞退届」の提出が必要です。
該当する場合は、申込受付後、現在利用中の世帯または団体の代表者宛てに区から「辞退届」を郵送しますので、指定期限までに必ずご提出ください。

2 留意点

- (1) 区画に雑草を繁茂させないようにするなど、ご自身で責任を持って耕作をお願いします。
ご家族であっても、住民票上の世帯が別ならばお手伝いは認められません。別世帯の方の利用が想定される場合には、あらかじめその方を含む団体としてお申込みください。
- (2) 区が定める農園利用のルールをお守りください。
 - ア 自動車で来園し、違法駐車することは禁止です。必ず近隣のコインパーキングに駐車してください。
 - イ 区画や区画回りに生えた雑草は速やかに抜いてください。
 - ウ 当選した区画を他の人に貸すことはできません。
 - エ 雑草やごみは自宅に持ち帰って適切に処理してください。
 - オ 他の利用者や近隣の方に迷惑になるような騒音・振動・悪臭等を出さないでください。
 - カ 営利を目的とした利用は禁止です。
 - キ 使用料は必ず期限までに納付してください。

ルールを守っていただけない場合、利用期間中であっても利用承認を取り消す場合があります。

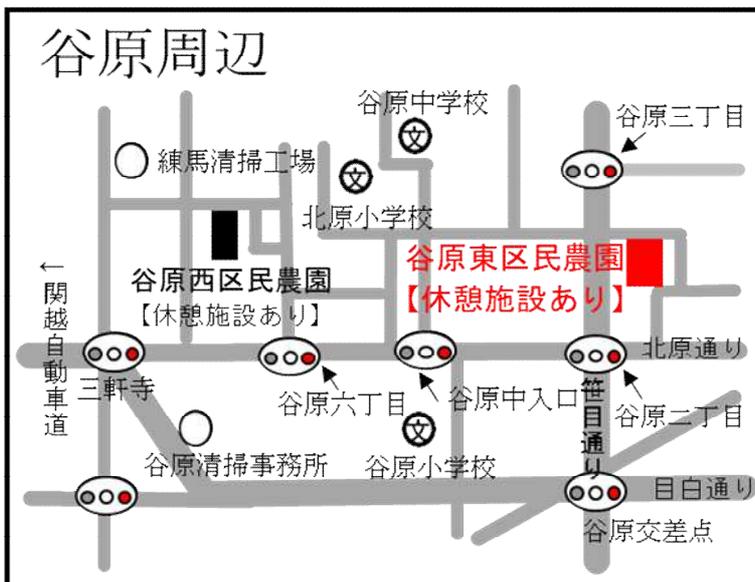
3 今回募集する農園の概要

農園名	谷原東区民農園	南大泉区民農園
所在地	谷原一丁目 21 番 27 号	南大泉四丁目 30 番 7 号
区画数	56 区画	48 区画
1 区画の面積	標準区画 約 30㎡ 障害者優先区画 約 20㎡	
利用期間	令和 7 年 3 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの 11 か月間 改修工事の進捗によって、利用開始日が遅くなる場合や、開設当初に休憩施設が使用できない場合があります。	
使用料 (月額)	標準区画 1,600円 障害者優先区画 1,100円 11 か月分を、利用開始前にまとめて納付していただきます。	
主な設備	水道・休憩施設(トイレ・休憩室・更衣室等)・農具庫(共用と個人用)	

< 他の農園を希望される方へ >

利用者の一斉募集は 2 年に 1 度実施しており、次期利用者募集は令和 7 年 11 月頃を予定しています。
なお、今期の利用について、随時順番待ち登録を受け付けています。(令和 7 年 8 月末まで)

4 農園周辺略図



5 申込方法

世帯または団体の利用区分は後から変更できません。また、原則、利用者の事後追加はできません。
よくご確認の上、お申込みください。

世帯利用の場合（区内在住の方1人、または**住民票上同一世帯の方複数名**のみの場合）

(1) 郵送・持参

郵送先 持参先	〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所本庁舎 9階 都市農業課 都市農業係 農園担当 宛て
申込期限	令和6年12月20日（金）まで（消印有効）
受付時間 (持参の場合)	月～金曜日（祝休日を除く）の9時から17時まで 持参による受付は、練馬区役所本庁舎9階 都市農業課でのみ行っております。 <u>その他の区立施設では行っておりません。</u> ご注意ください。
郵送の場合の 留意事項	・封筒および郵送料は各自でご負担ください。 <u>封筒に料金分の切手が貼られていないものは受理できません。</u> また、返信用の封筒・切手は不要です。 ・区に到達したことの確認として、到着してから1～2週間程度で、申込代表者宛てに通知を送付します。 申込内容に不備がある場合は、返送しません。 <u>令和7年1月7日（火）までに区からの返送がない場合は、令和7年1月9日（木）までに必ず区へご連絡ください。</u>
提出書類	<u>2～3ページのチェック表でご確認ください。</u> 「練馬区立区民農園 利用申込書」の記入例は、10ページをご確認ください。

(2) 電子申請

パソコンまたはスマートフォンから下記URLに接続し、申込みを行ってください。

申込期限：令和6年12月20日（金）まで

辞退が必要な場合は、電子申請受付後、区から「辞退届」を郵送します。（本案内の2～3ページ参照）

「練馬区立谷原東区民農園および練馬区立南大泉
区民農園の利用者募集」



スマートフォンの方はこちら

<https://logoform.jp/form/G2rU/763535>

電子申請の場合は、申込内容が区システムへ到達すると申込者へメールが送信されます。

メール機能で受信拒否設定をされている場合は、「logoform.jp」ドメインを許可する設定を行ってください。

「なりすましメール規制」や「URL リンク付きメール規制」を設定している場合、ドメイン許可設定を行ってもメールが届かないことがあります。規制を解除するか弱めて頂くと届くようになります。設定変更の方法については、各携帯会社等へお問い合わせください。

申込書記入上の注意（郵送・持参、電子申請共通）

- ・「**申込代表者**」は、利用承認手続を行う方を記入してください。
- ・農園を利用する全世帯員（住民票上の世帯員に限ります）を必ず記入してください。
- ・その他詳細は、記入例をご参照ください。

団体利用の場合（構成員の過半数が区内在住、かつ住民票上複数世帯の方を含む場合）

団体利用の場合は、「利用申込書」とあわせて、「利用申込書（別紙）」の提出が必要です。

電子申請の場合は、5(2)と同じフォームから申込み可能です。

取扱いは、5(1)・(2)と同様です。

福祉または教育を目的とする区内の団体（保育園や学校、障害者総合支援法・児童福祉法に基づく施設等）は、優先して農園を利用できます。この場合は、申込様式が異なりますので、募集期間中にお問い合わせください。

6 障害者優先区画

南大泉、谷原東区民農園には、障害者優先区画を2区画ずつ（計4区画）設置しています。世帯員または団体構成員の中に身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が含まれ、障害者優先区画（約20㎡）の利用を希望される場合は募集期間中にお問い合わせください。なお、区画数を超える希望者がいる場合は、抽選とさせていただきます。

また、優先利用者がいない場合は、当該農園の補欠者を順次繰り上げます。

7 抽選

抽選は、令和7年1月上旬頃に電子抽選で行います。抽選結果は、令和7年1月22日（水）までに申込代表者宛てに郵便で通知します。**抽選結果は、来庁・電話を問わず一切お答えできません。**ただし、1月22日（水）までに通知が届かない場合は、お問い合わせください。

なお、抽選時に立会いができます。立会いは公正な抽選が行われることを確認いただくためのもので、個々の当落を確認するものではありません。希望される方は令和6年12月20日（金）までにご連絡ください。（先着3名）

8 当選・落選

(1) 当選した方

ア 承認手続き

当選通知と利用承認手続きに必要な書類を郵送します。区画によって、日照等の状況が異なりますので、通知に記載された区画を現地でご確認いただき、利用承認手続きを行ってください。なお、令和7年2月末までは工事の検査等を実施しています。**絶対に農園内に入らないでください。**万が一、2月中に立ち入りがあった場合、検査に影響が出るため、3月から開園できない場合があります。現地確認の際は農園の外からお願いいたします。

イ 区画の原状回復（現在、他の区民農園を利用中の方のみ）

現在利用中の区画は、**令和7年2月28日で辞退となります。それまでに原状回復（区画内の雑草処理、私物の片づけ等）をしてください。**

原状回復の確認ができない場合、当選した農園の利用は認められません。必ずご対応ください。

原状回復の際、**野菜くずやごみを地中に埋めることは禁止します。**埋め戻し行為が確認された場合、3月以降であっても**当選区画の利用承認を取り消す場合があります。また、来期以降も利用をお断りする場合があります。**

(2) 落選した方

ア 補欠通知

落選した方は、今回申し込んだ農園の補欠者となります。農園ごとに補欠者としての順位を記載した補欠通知を送付します。農園の辞退者が出るごとに、順次繰上げ当選の連絡をします。なお、繰上げ当選の連絡については、残り期間での耕作から収穫までが見込める令和7年8月末までとします。

イ 区画の原状回復（現在、他の区民農園を利用中の方のみ）

現在利用中の区画は、**令和7年2月28日で辞退となります。それまでに原状回復（区画内の雑草処理、私物の片づけ等）をしてください。**

原状回復の際、**野菜くずやごみを地中に埋めることは禁止します。**埋め戻し行為が確認された場合、**補欠登録を削除する場合があります。また、来期以降も利用をお断りする場合があります。**

9 利用承認手続きについて

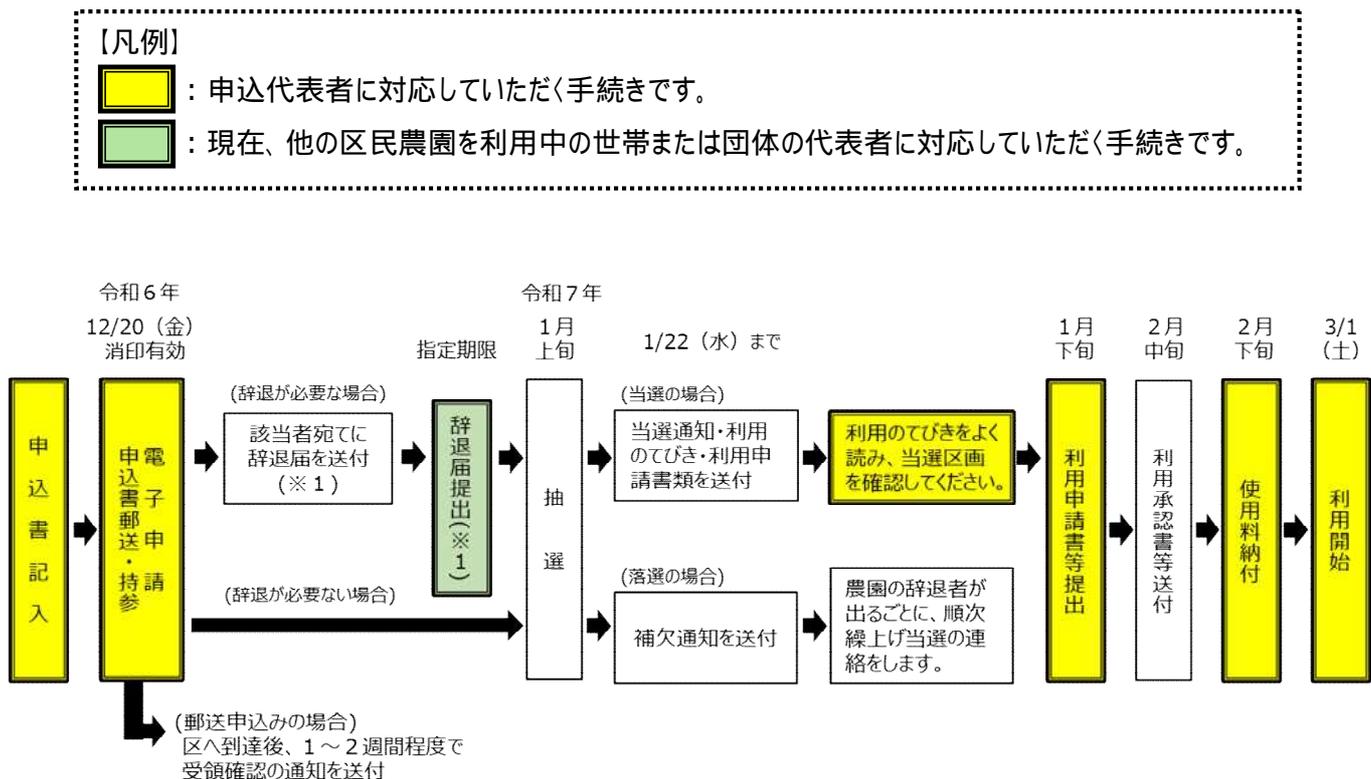
当選した方は、利用承認手続きとして、利用承認申請書、その他必要書類を練馬区宛て郵送していただきます。**この手続きをせずに農園を利用することはできません。**手続きは必ず申込代表者が行ってください。利用承認手続きに必要な書類は、当選通知に同封します。

手続完了後、「利用承認書」、「利用者証」および「納入通知書兼領収証書」（納付書）を郵送します。農園使用料は、この納入通知書兼領収証書にて**期限までに納付をお願いします。**

従来は農園利用のルールの確認等を含めた利用承認手続会を行っていましたが、手続き簡略化のため、今回は開催しません。利用前に、利用のてびき等により必ずルールをよくご確認ください。

10 申込みから利用までの流れ

時期は変更になる場合があります。



1 つぎの ・ に該当する場合は、現在他の区民農園を利用中の世帯または団体の代表者から「辞退届」の提出が必要です。申込受付後、区から利用代表者宛てに「辞退届」を郵送します。

申込みメンバーの中に、現在、他の区民農園を利用中の方が含まれる場合

今回の申込みメンバーには含まれないが、申込みメンバーと同じ世帯の中に、現在他の区民農園を利用中の方がいる場合

辞退届の提出がない場合は、申込みが無効となりますので、必ずご提出ください。

辞退届送付時に提出期限をご案内しますので、期限までにご提出ください。

辞退届は、今回の申込代表者ではなく、現在利用中の代表者からの提出が必要です。

11 その他の注意事項

(1) 区画管理の徹底について

雑草管理

近年、猛暑やゲリラ豪雨の影響により、特に夏場の雑草繁茂が激しい状況です。そのため、数週間農園に行かないだけで、驚くほど雑草は成長します。ご自身の雑草除去が大変になるだけでなく、**種が飛ぶことで周りの区画をご利用の方々に迷惑が掛かります。**利用期間を通して、区画を責任持って管理できるかという点もご留意いただき、お申込みください。

区画内のみではなく、区画の周りに生えている雑草の処理も行ってください。

作業スペースの確保

区画の内側 20～25cm 程度は作業用スペースとして空けてご利用ください。内側ギリギリで育てた作物が区画外に飛び出してしまい、通路を歩行できないなど、他の利用者のご迷惑となります。

(2) 利用ルールの順守について

多くの皆様にルールをお守りいただき、区民農園は運営できております。しかし、時にはルールが守られず、近隣の方々よりご指摘をいただくことがあります。

区民農園はいずれも住宅地内に存在しており、**近隣の方々のご理解がなければ、農園を運営していくことはできません。**

ご利用いただく際には、お互いにルールを守り、気持ちの良い野菜づくりができますよう、ご協力をお願いします。

(3) 利用承認の取消し等について

雑草の長期放置、農園使用料の未納、利用ルールが順守されていない場合などにおいて、区からの改善の求めに応じない場合は、**利用期間の途中であっても利用承認を取り消すだけでなく、今後の区民農園の利用募集にお申込みいただけなくなる場合があります。**

ご利用にあたっては、他の利用者や近隣の方々へのお心遣いをお願いします。

利用申込書記入例 黒ボールペンで記入してください。

世帯利用、団体利用のどちらの場合も、この利用申込書にご記入ください。
 世帯利用の場合 → 利用申込書をご提出ください。
 団体利用の場合 → 利用申込書と「別紙」をご提出ください。
 ・ ・ ・ 別紙のいずれかで、「利用中」・「いる」に印が入る場合は、利用中の世帯または団体の代表者へ「辞退届」を郵送しますので、別途ご提出をお願いいたします。

世帯利用
 農園利用の代表で、ご記入ください。世帯主である必要はありません。利用手続を行う方を

団体利用
 団体は、必ず団体名をご記入ください。世帯利用の場合は、記入不要

練馬区立区民農園 利用申込書

練馬区長宛て
 「練馬区立谷原東区民農園および練馬区立南大泉区民農園 利用者募集のご案内」に記載されている事項を承諾し、下記のとおり農園の利用を申し込みとともに、以下について同意します。
 ・本申込書に記載した内容について、練馬区が住民基本台帳で確認すること。
 ・他の練馬区立区民農園を利用中の方が含まれる場合は申込後に辞退届を提出し、利用中の世帯または団体の代表者へ「辞退届」を郵送すること。
 ・権利を放棄し、令和7年2月末までに利用中の区画を、他の練馬区立区民農園の補欠登録中の方が含まれる場合は申込後に辞退届を提出し、利用中の世帯または団体の代表者へ「辞退届」を郵送すること。
 ・団体の当該登録を練馬区が削除すること（当該の登録は、申込書提出後、区が当該登録を削除することについて、その旨を通知書でご案内いたします。）

訂正は二本線で消してください。

～の緑枠内で「利用中」に印が入る場合、の緑枠内で「いる」に印が入る場合は辞退届を現在の利用代表者へ郵送します。指定期限までにご提出ください。

文字はできるかぎり、濃くお書きください。

提出日		令和 6 年 12 月 10 日	
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯利用 <input type="checkbox"/> 団体利用	団体名	
・世帯利用：区内在住の1人、または住民票上、同一世帯の方複数名の場合 ・団体利用：構成員の過半数が区内在住、かつ住民票上複数世帯の方を含む場合			
申込代表者	氏名	ネリマ ハナコ	生年月日
	(姓) 練馬 (名) 花子		昭和 平成 35・2・22
住所	〒	177 8509 0032	自宅電話番号
	練馬区 谷原 1丁目 1番 1号		0394-1444
アパート・マンション等の名称・部屋番号		谷原ハイツ101号	平日日中の連絡先電話番号
			090-1234-5678
世帯主 15歳未満は記入不要	氏名	ネリマ タロウ	生年月日
	(姓) 練馬 (名) 太郎		昭和 平成 33・10・24
	世帯主も利用しますか?	<input checked="" type="checkbox"/> 利用する	
	氏名	ネリマ イチロウ	生年月日
	(姓) 練馬 (名) 一郎		昭和 平成 9・9・11
	氏名	ネリマ ハルコ	生年月日
(姓) 練馬 (名) 晴子		昭和 平成 3・9・14	
氏名		生年月日	
(姓) (名)		昭和・平成	
氏名		生年月日	
(姓) (名)		昭和・平成	

希望する農園(1か所のみ、欄にチェックを付けてください)

谷原東区民農園 南大泉区民農園

今回の申込みメンバーには含まないが、申込みメンバーと同じ世帯の中に、現在他の区民農園を利用中または補欠登録中の方はいますか? (利用者募集のご案内P.1「チェック」を参照)

区分	いない	該当者	
	<input checked="" type="checkbox"/>	練馬 次郎 谷原西区民農園 利用中	
		練馬 三郎 谷原西区民農園 利用中	

受付番号 (区記入欄)

申込代表者と世帯主が異なる「必ずご記入ください」とご記入ください。

団体の所在地または代表者の住所をご記入ください。練馬区在住の方を代表者として

農園を利用しない世帯員を記入するのみ記入していただく必要はありません。

別紙にご記入ください。記入不要です。

チェックがない場合または、複数ある場合は失格となります。お気を付けてください。

～(団体は～)記載内容と現在の登録状況に齟齬がある場合は、失格となります。正確に申告してください。

記入しないでください。

世帯/団体共通

当選した場合、申込書に氏名等が記入されていない方の利用はできませんのでご注意ください。(ただし、15歳未満のお子様は申込不要)

利用申込書(別紙)記入例

黒ボールペンで記入してください。

この書類(別紙)は、団体申込みの場合のみ提出が必要です。(世帯利用の方は不要)
 「今回募集する2園以外の区民農園の登録状況」で「利用中」に☑が入る場合は、利用中の世帯
 または団体の代表者へ「辞退届」を郵送しますので、別途ご提出をお願いいたします。
 以下の条件に該当する場合は団体申込みができます。
 構成員の過半数が練馬区在住である。
 練馬区内の団体である。(別世帯の家族で利用する場合も団体にあたります。)

団体名を必ずご記入ください。

代表者以外の団体を練馬区在住者の必要がありません。

練馬区立区民農園 利用申込書(別紙)

団体利用者(申込代表者以外)はこちらにご記入をお願いいたします。
 15歳未満は、記入不要です。
 団体利用の条件は「構成員の過半数が区内在住、かつ住民票上複数世帯の方を含む場合」となります。
 条件を再度ご確認ください。

団体利用の場合のみ、利用申込書とこの書類(別紙)の提出が必要です。

団体名		練馬区立区民農園 利用申込書の「団体名」欄と一致させてください。		練馬やさいを作る会	
団体員1	氏名	(フリガナ) ヤハラ サブロウ	(フリガナ) サブロウ	昭和	平成
		(姓) 谷原 (名) 三郎		36	5 10
団体員1	住所	〒176 0012 練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号		今回募集する2園以外の区民農園の登録状況	
		アパート・マンション等の名称・部屋番号 豊玉ハイツ101		利用中 補欠登録 登録なし → 中村南一丁目 区民農園	
団体員2	氏名	(フリガナ) シャクジイ テルコ	(フリガナ) テルコ	昭和	平成
		(姓) 石神井 (名) 照子		38	8 2
団体員2	住所	〒177 0041 練馬区石神井町 1 丁目 2 番 3 号		今回募集する2園以外の区民農園の登録状況	
		アパート・マンション等の名称・部屋番号		利用中 補欠登録 登録なし → 中村南一丁目 区民農園	
団体員3	氏名	(フリガナ) オオイズミ イチロウ	(フリガナ) イチロウ	昭和	平成
		(姓) 大泉 (名) 一郎		2	12 22
団体員3	住所	〒165 0021 中野区丸山 4 丁目 5 番 号		今回募集する2園以外の区民農園の登録状況	
		アパート・マンション等の名称・部屋番号		利用中 補欠登録 登録なし → [] 区民農園	
団体員4	氏名	(フリガナ)	(フリガナ)	昭和	平成
		(姓)	(名)		
団体員4	住所	〒		今回募集する2園以外の区民農園の登録状況	
		丁目 番 号		利用中 補欠登録 登録なし → [] 区民農園	
団体員5	住所	〒		今回募集する2園以外の区民農園の登録状況	
		アパート・マンション等の名称・部屋番号		利用中 補欠登録 登録なし → [] 区民農園	

「今回募集する2園以外の区民農園の登録状況」で「利用中」に☑が入る場合は、辞退届を現在の利用代表者へ郵送します。指定期限までにご提出ください。

団体員が6名以上となる場合は、裏面にご記入ください。

受付番号 (区記入欄)

記載内容と現在の登録状況に齟齬がある場合は、失格となります。正確に申告してください。

訂正は一本線で消してください。

利用する団体員は全員ご記入ください。裏面も含めて合計11名の記入が可能です。

当選した場合、申込書に氏名等が記入されていない方の利用はできませんのでご注意ください。(ただし、15歳未満のお子様は申込不要)

記入しないでください。

練馬区立区民農園位置図

今回の募集は赤字のみ

